

# 第83回病院事務管理者 ネクスト研修会

---

- ・ 源泉所得税のこと
- ・ 診療報酬関連

# 消費税の仕入税額控除

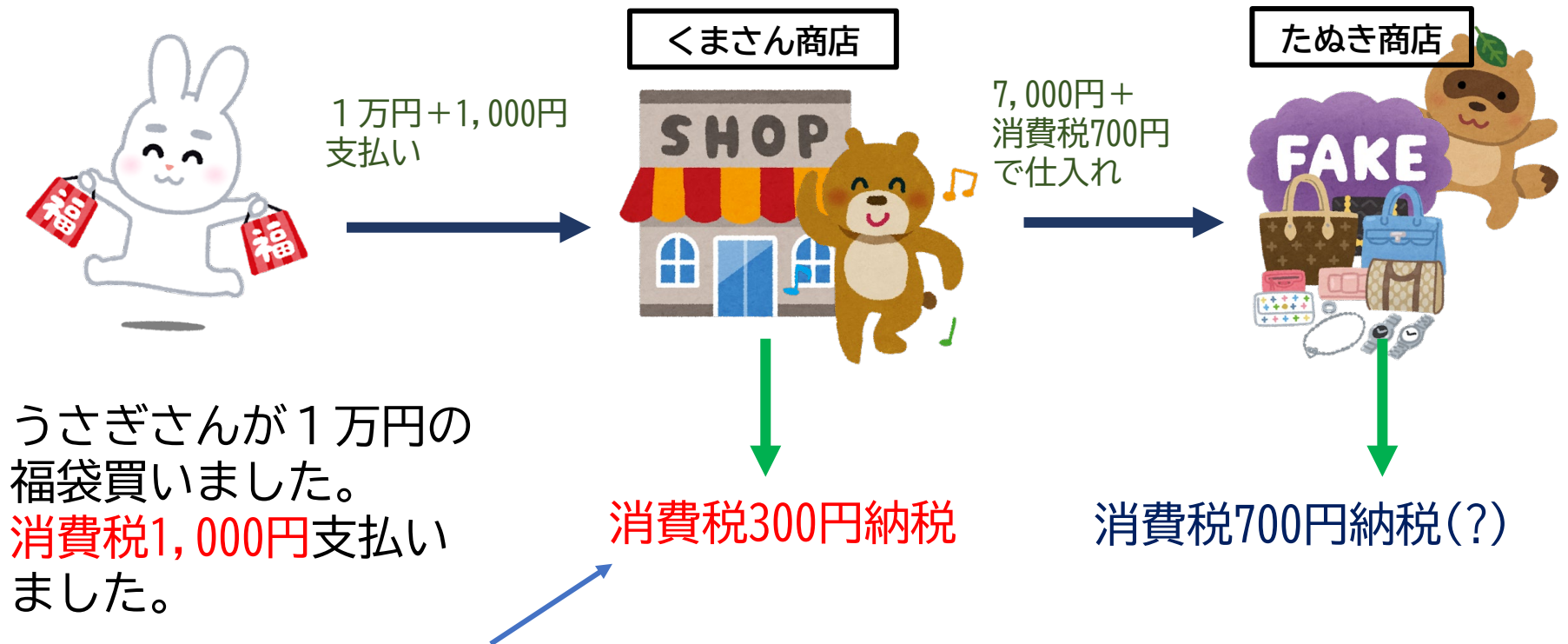
令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式は  
適格請求書等保存方式に

## 消費税の負担と納付の流れ



# 消費税の仕組み

## 現在の消費税仕入控除の仕組み

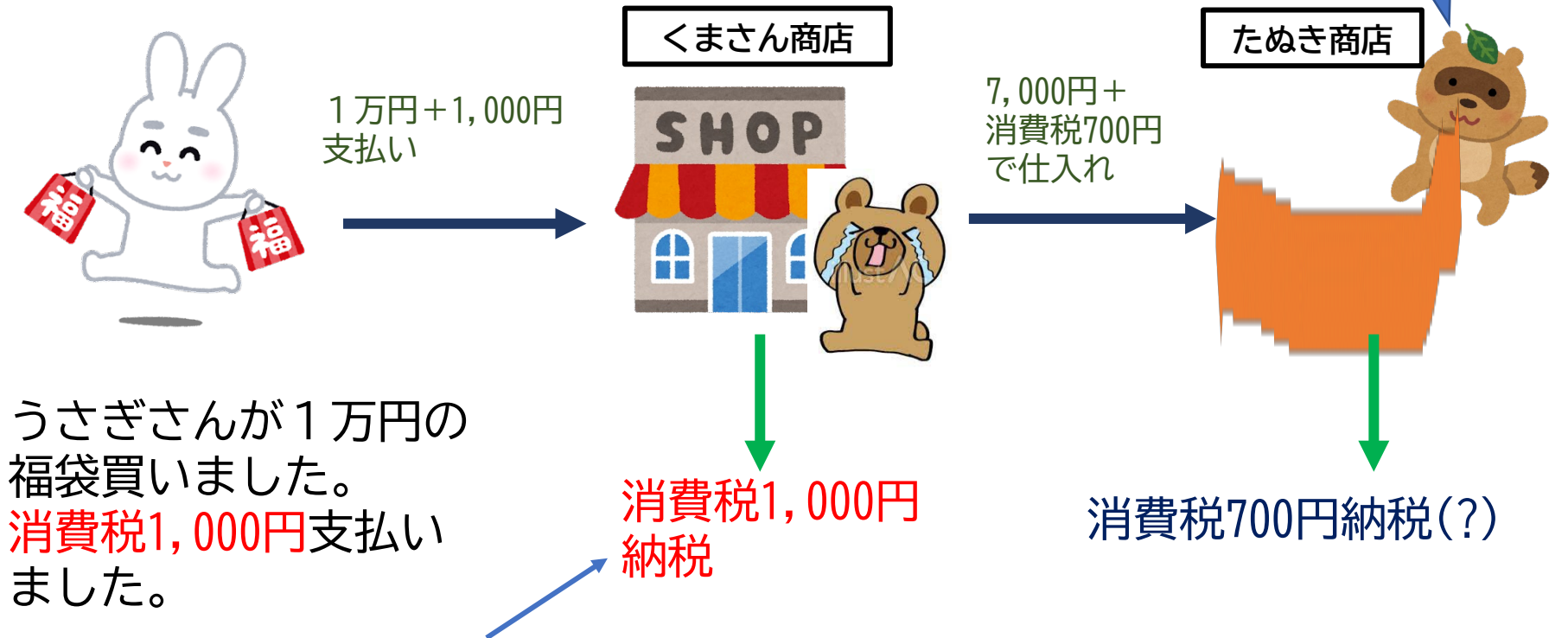


### ●消費税の仕入れ税額控除 (ためき商店の消費税の支払いに関係しない)

売上の時に預かった	—	仕入れの時に支払った	=	納税する消費税
消費税 1,000円		消費税 700円		300円

# 消費税の仕組み

## インボイス制度導入



●消費税の税額 (ためき商店からインボイス請求書をもらっていない)

売上の時に預かった	—	仕入れの時に支払った	=	納税する消費税
消費税 1,000円		消費税 700円		1,000円

# 請求書の要件

- ① 事業者名称及び登録番号
- ② 年月日
- ③ 品名
- ④ 税率ごとの金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額又は適用税率

インボイス発行事業者となる場合…

## 疑問 5

インボイスって、  
どう作ればいいのか？



ポイント

「インボイスを新たに作る項目を追加するイメージで現在の請求

る項目を追加するイメージで

- ※ 下線部は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知されます

～ 請求書の対応例 ～

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称

(株)〇〇 御中

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び登録番号

▲▲▲▲(株)  
登録番号T1234…

② 取引年月日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

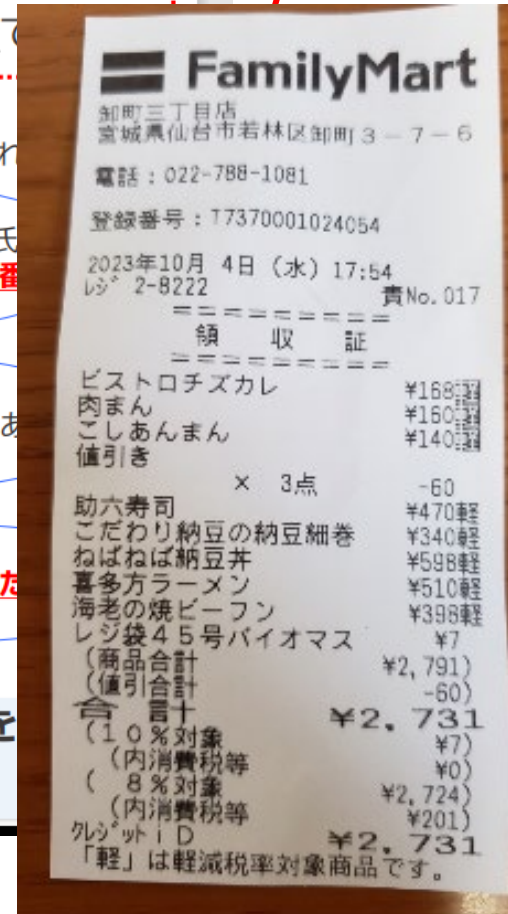
⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である)

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

⑥ 税率ごとに区分した

様式の定めはなく、また手書きであっても、上記 (①から⑥) の記載事項を  
ものであればインボイスになります (請求書に限られません)



# 所得税

## (個人の所得にかかる税金)

所得はその性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

- |    |      |   |      |   |       |
|----|------|---|------|---|-------|
| 1  | 利子所得 | 2 | 配当所得 | 3 | 不動産所得 |
| 4  | 事業所得 | 5 | 給与所得 | 6 | 退職所得  |
| 7  | 山林所得 | 8 | 譲渡所得 | 9 | 一時所得  |
| 10 | 雑所得  |   |      |   |       |

# 給与所得（給与の支給）

## 1 給与を支給するときの税額計算

「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄）を使用して計算 一つの給与支払者にしか提出できない。

「扶養控除等申告書」の提出ある → 甲欄を適用する場合

「扶養控除等申告書」の提出ない → 乙欄を適用する場合

例1) 甲欄を適用する場合（扶養控除等申告書の提出あり）

・給与等の額（社会保険料等控除後） 300,000円  
 ・扶養親族等の数 0人  
 300,000円 - 税額 8,420円 = 手取り 291,580円

例2) 乙欄を使用する場合（提出ない）

・給与等の額（社会保険料等なし）  
 300,000円 ← - 税額 53,700円 = 手取り 246,300円

当直医  
と病院  
の  
力関係

●1回5万円の当直を6回  $5 \times 6 = 30$  当直医に30万円を支給する習慣  
 支給額 (379,000円) - 税額 (79,000円) = 300,000円

※過去に手渡しで当直料を1回ごとに渡していた。6回来て30万円。それが月額で振り込みになっても同様

# 給与所得の源泉徴収税額表

(三)

(290,000円～439,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0	50,900
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0	52,100
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0	52,900
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0	53,700
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0	54,500

給与 300,000円

甲税額 8,420円

乙税額 53,700円

365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	75,200
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	76,200
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	3,220	1,600	0	77,100
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	3,340	1,730	100	78,100
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	3,460	1,850	220	79,000

給与 379,000円

税額 79,000円



# 給与所得（通勤費）

## 2 通勤費の取扱い

- ・ 給与所得者の通勤費用は一定限度まで非課税。2 km未満が全額課税。  
※ 源泉所得税の税務調査でGoogleMapで距離計算をさせられた。
- ・ 労働契約書、就業規則に通勤費の規定が存在しない場合、支給しなくても労働基準法上違法ではない。
- ・ 通勤費の上限は会社が決定する。
- ・ 社会保険料等の計算に通勤費は含まれるので、会社の近くに引っ越したのに申告せず、高額の通勤費をもらっていた場合は不正受給で差額請求の恐れがある。
- ・ 正社員とパート・アルバイトで待遇差をつけない。出勤日数に応じて通勤手当をつけるのは問題ない。

# 給与所得（賞与）

## 3 賞与を支給するときの税額計算

### 1 前月に支払った通常の給与がある場合の例

(1) 前月に給与（社会保険料等控除後）1,000,000円

(2) 賞与の金額（社会保険料等控除後） 350,000円

(3) 扶養親族等の数 2人

算出率の表の「甲」欄により 2.042%が賞与の金額に乗ずる率

$1,000,000円 \times 6.126\% = 61,260円$  （税額）

### 2 前月に支払った通常の給与がない場合の例

①賞与の額の6分の1（賞与の計算期間が6か月を超えるときは12分の1）

$1,000,000円 \div 6 = 166,666円$ （円未満切捨て）

②「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）で 320円を求める

③  $320円 \times 6 = 1,920円$

# 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和5年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0.000 %	千円 68	千円 千円未満	千円 94	千円 千円未満	千円 133	千円 千円未満	千円 171	千円 千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
乗すべき率 6.126%		163 195	365 394	394 422	393 420			
						前月の給与額 350,000円		
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		3,590 千円以上	

# 給与所得（退職金）

## 4 退職金を支給するときの税額計算

一般の退職所得の金額 = (退職手当 - 退職所得控除額) × 1/2

○退職所得控除額

勤続年数が20年以下

40万円 × 勤続年数（1年未満端数切上げ）

勤続年数が20年超

800万円 + (70万円 × (勤続年数 - 20年))

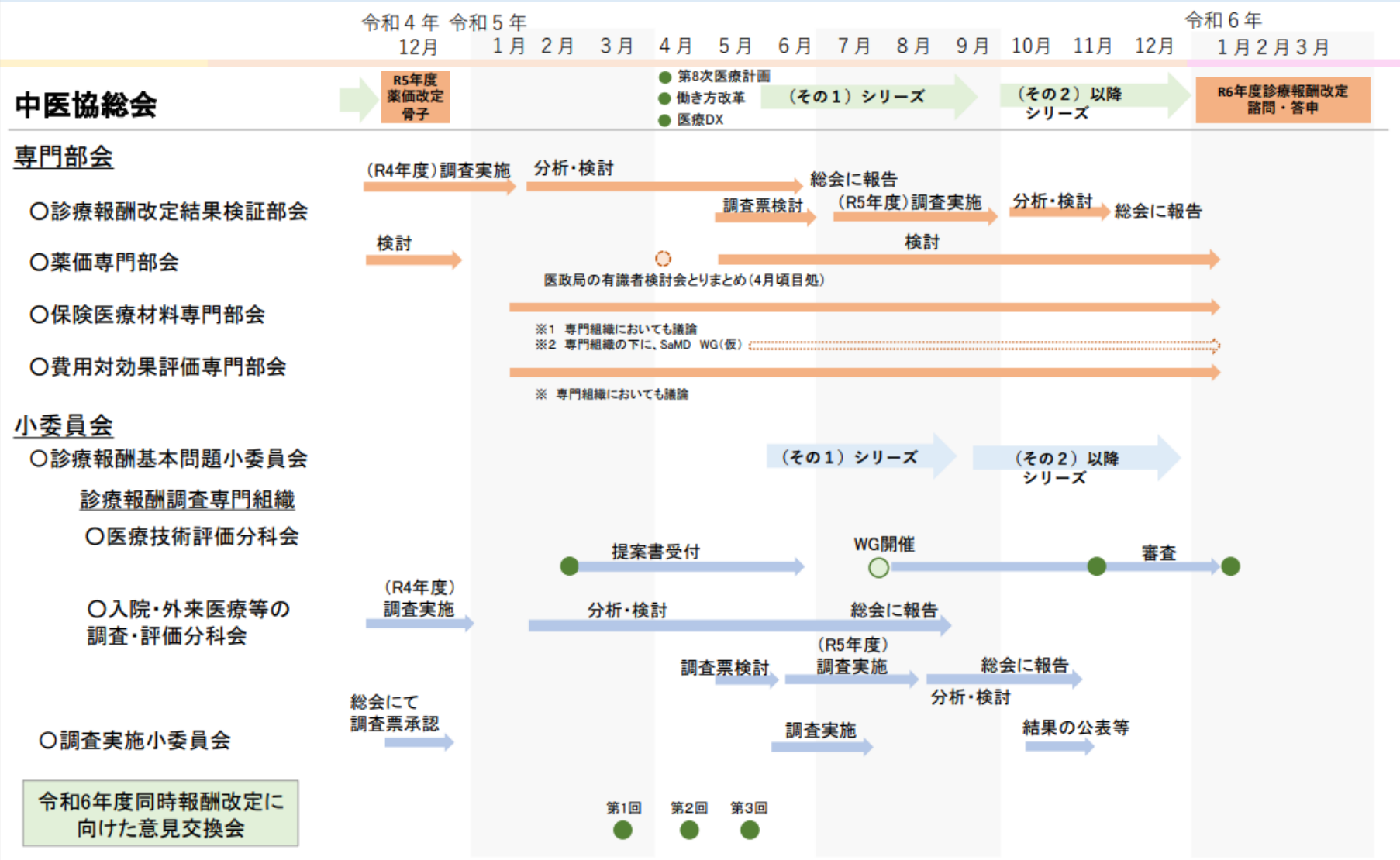
# 第83回病院事務管理者 ネクスト研修会（診療報酬）

---

- ・ 中医協の状況
- ・ 院内掲示について

中医協 総 - 8 参考 1  
5 . 1 . 1 8

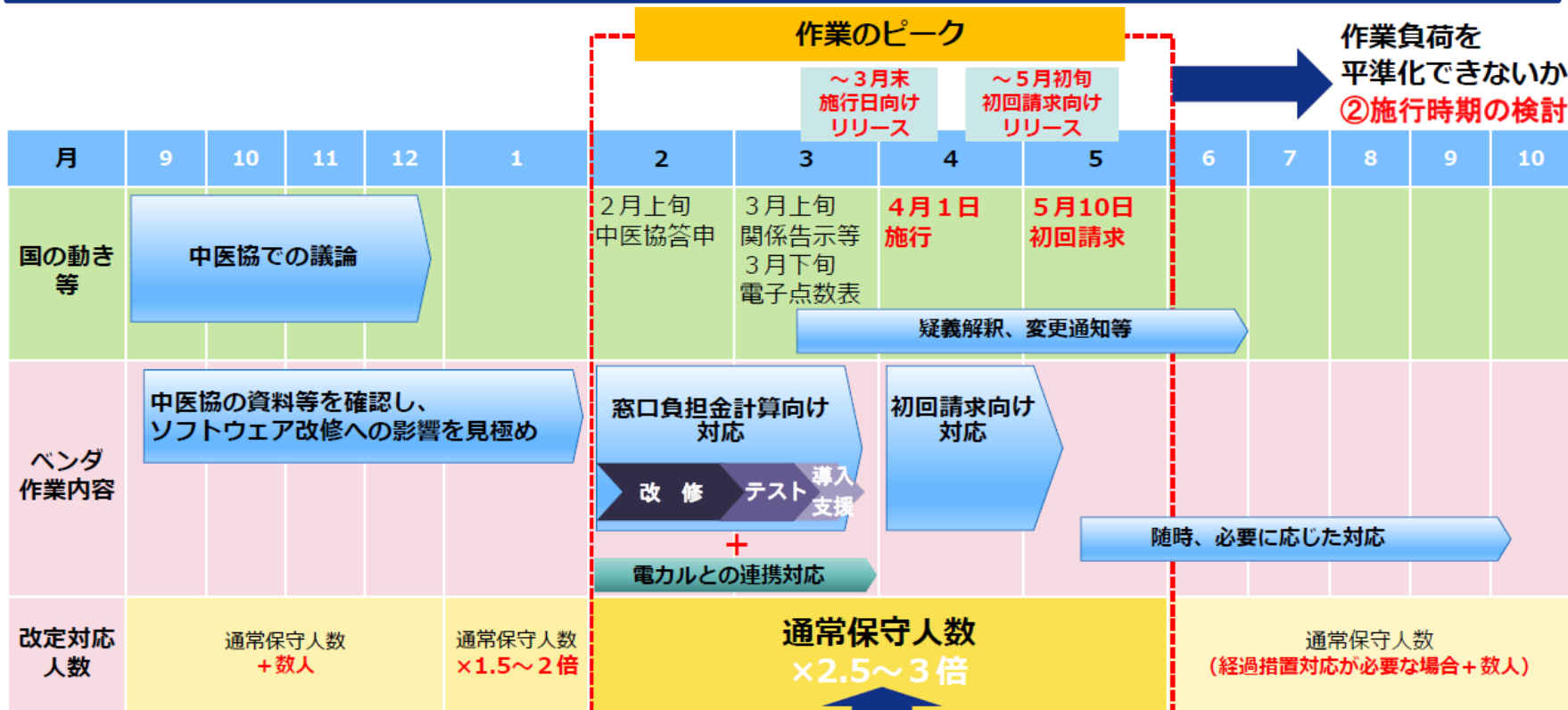
## 令和6年度診療報酬改定に向けた中医協等の検討スケジュール (案)



中医協 総-4  
5. 4. 26

## 診療報酬改定への対応状況（現状）

- ・現状、ベンダや医療機関等においては、診療報酬改定に短時間で集中的に対応するため、大きな業務負担が生じている。
  - 改定施行日（4/1）からの患者負担金の計算に間に合うように、ソフトウェアを改修する必要がある
    - ※ 3月に支払基金から電子点数表が示されてはいるものの、その段階では既にソフトウェア改修作業の大半は終了している
  - ソフトウェアのリリース後も、4月診療分レセプトの初回請求（5/10）までに、国の解釈通知等について更に対応が必要



各ベンダがそれぞれ行っている作業を1つにまとめられないか

①診療報酬算定・患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラム＝共通算定モジュールの開発

# ● 診療報酬関係

## 診療報酬改定時期を2ヶ月後ろ倒しした場合のスケジュール（案）

- 施行時期の後ろ倒しにあたっては、総合的な検討が必要とされているところ。
- 毎年薬価改定の観点からは、4月の薬価改定が実施されれば、薬価調査を例年通りに実施することが可能。
- また次期改定に向けては、6月施行の場合、経過措置は9月末を基本とし、年度内の検証調査が実施可能。





# ○掲示について

- 「健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関」、  
「生活保護法の指定医療機関」、「障害者総合支援法の指定自立支援医療機関（精神通院）」、「介護保険法の指定居宅療養管理指導事業所」、「労働者災害補償保険法指定医療機関」など指定を受けたものの掲示
- 療担に基づき基本の5つの院内掲示
  - (1) 入院基本料に関する事項
  - (2) DPC病院の基礎係数、機能係数等
  - (3) 厚生局への届出事項
  - (4) 明細書の発行状況に関する事項
  - (5) 保険外負担に関する事項
- 届出施設基準に基づく院内掲示
- 個人情報保護法に基づき掲示
- 情報提供の必要から  
治験実施医療機関、看護等実習医療機関

# ○掲示について

---

- 医療安全管理指針の閲覧
- 院内感染防止対策指針の閲覧

# ●診療報酬関係（揭示について）

## 「入院基本料に関する事項」について（P1114）

- ・ 保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）を揭示するものとする。

（掲示例）

**病院の通則**：現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を**当該病棟**の見やすい場所に揭示していること

- ① 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料6を算定している病院の例

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

特定入院料もこの記載

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

**診療所の通則**：現に看護に従事している看護職員の数当該診療所内の見やすい場所に揭示していること。

- ② 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例

「当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。」

# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「入院基本料に関する事項」について

- ・ 玄関先の掲示と各病棟の状況が違うときは、各病棟に掲示

**病院の通則**：現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を**当該病棟**の見やすい場所に掲示していること

### （掲示例）

療養病棟では、1日に入院患者20人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置し、交代で24時間看護を行っています。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟のナースセンター前の掲示版をご覧ください。

# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について（P1094）

○年○月

▲ ▲ 病院

R4.3.4保発0304 2

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、○年○月○日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

平成28年4月に追加

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、●年●月●日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「保険外負担に関する事項」について（P1114）

### ○届出事項の掲示

R4.3.4保発0304 2

基本診療料と特掲診療料に分けて掲示すると見やすい

※入院時食事療養費については、ここへの記載の他、以下も記載する。

### （掲示例）

#### 基本診療料の施設基準

- ・急性期一般入院料4
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・入院時食事療養（I）
- ・診療録管理体制加算1
- ・データ提出加算2（200床未満）

#### 特掲診療料の施設基準

- ・ニコチン依存症管理料
- ・運動器リハビリテーション料（I）

#### 入院時食事療養について

- ・当病院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8:00 / 昼食：12:00 / 夕食：18:00）、適温で提供しています。

# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「厚生局への届出事項」について（P1114）

R4.3.4保発0304 2

### ① 届出事項の掲示

「当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

紙おむつ代 1枚につき ○○円

理髪代 1回につき○○○○円

—————円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連し

「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。」

診断書等の「料金表」の掲示

※「保険外負担に係る同意書」にサインをもらう

# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「施設基準に基づく院内掲示」について

- 外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料等  
「屋内禁煙を行っている」
- 該当する手術  
「1年間（1月から12月）の手術件数」
- 医療安全対策加算  
当該保険医療機関の見やすい場所に「医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる」の掲示
- 感染防止対策加算  
当該保険医療機関の見やすい場所に「院内感染防止対策に関する取組事項」の掲示
- 後発医薬品使用体制加算  
後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- 入退院支援加算  
病棟の廊下等の見やすい場所に、患者及び家族から分かりやすいように、入退院支援及び地域連携業務に係る病棟に専任の職員及びその担当業務を掲示していること。



# ●診療報酬関係（掲示について）

## 「施設基準に基づく院内掲示」について

### ○ニコチン依存症管理料

禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。

### ○回復期リハビリテーション病棟入院料

次に掲げるものを少なくとも3か月ごとに当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

ア 前月までの3か月間に当該保険医療機関の回復期リハビリテーション病棟から退棟した患者の数及び当該退棟患者数の基本診療料の施設基準等別表第九の二に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳

イ 回復期リハビリテーション病棟における直近のリハビリテーション実績指数

### ○看護補助加算

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

※ 計画を職員に周知徹底すること

# ●診療報酬関係（看護補助加算）

## 看護補助者の研修について

看護補助加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、以下の基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講している。

- ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
- イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
- ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
- エ 日常生活にかかわる業務
- オ 守秘義務、個人情報保護
- カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

※ アについては、内容に変更がない場合は、2年目以降の受講は省略して差し支えない。

### ●疑義解釈（H30.3.30 その1・問55）

問55 看護補助者への研修は、全ての看護補助者に対して実施しなければならないのか。

（答）当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、院内研修を年1回以上受講した者である必要がある。ただし、当該看護補助者が介護福祉士等の介護業務に関する研修を受けている場合はこの限りでないが、医療安全や感染防止等、医療機関特有の内容については、院内研修を受講する必要がある。

## 看護補助体制充実加算について

看護補助体制充実加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講している。ただし、**エについては**、看護補助者が行う業務内容ごとに業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュアルを用いた院内研修を実施していること。

- ・看護師長等は所定の研修を修了してもの
- ・看護職員は年1回以上「看護補助者の活用」等の研修を受ける。1回は必須。

# ●ネクスト研修会の予定

- ・ 11月ネクスト研修会（オンライン）  
11月28日（火）16時から

---

- ・ 12月ネクスト研修会（ハイブリッド）  
12月22日（金）18時から
  - ・ 診療報酬改定について
- ・ 1月ネクスト研修会（オンライン）  
検討中

ご清聴ありがとうございました。

